



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

876	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
877	〃	(〃).....	2
878	〃	(〃).....	2
879	〃	(〃).....	3
880	〃	(〃).....	3
881	〃	(〃).....	4
882	〃	(〃).....	4
883	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
884	〃	(〃).....	5
885	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	5
886	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	5
887	指定自立支援医療機関の指定の辞退	(〃).....	6
888	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	6
889	〃	(〃).....	6
890	血深井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
891	紀南地域森林計画の変更	(林業振興課).....	7
892	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	7
893	〃	(〃).....	8
894	公共測量の実施	(技術調査課).....	8
*895	使用料の収納事務の委託の解除	(建築住宅課).....	8
*896	使用料の収納事務の委託	(〃).....	9

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	9
------	----------------	---

告 示

和歌山県告示第876号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月14日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成25年6月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人心

3 代表者の氏名

小林安子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市紀見79番地の14

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、ならびにその家族等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第877号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月21日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月21日

2 名称

特定非営利活動法人きみの定住を支援する会

3 代表者の氏名

平井二嗣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海草郡紀美野町神野市場226番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、田舎暮らしに関心のある人および紀美野町住民に対して、移住・定住及び交流に関する事業を行い、紀美野町の町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第878号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人アタック・メイト和歌山

3 代表者の氏名

前岡秀幸

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市鷹匠町6丁目7番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県及び近隣府県の市民、団体及び中小企業者に対し、環境保全に関する技術指導を主体に、環境との調和と共生のまちづくりに関する事業を行い、もってそこに住み、働き、訪れる全ての者にとって魅力ある地域作りの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第879号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人キャリア・サポート和歌山

3 代表者の氏名

寺杣俊一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六番丁13番地

5 定款に記載された目的

この法人は、ライフスタイルや職業意識に関する事業を行い、地域社会に暮らす多様な人々の職業生活の充実を図ることに寄与するとともに、その就労を支援することによって、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第880号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人ネオ

3 代表者の氏名

山下眞史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々2710番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増

進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第881号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月27日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人わかやま暮らしふあいど

3 代表者の氏名

石津剛彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市土佐町一丁目53番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、賢い消費者になるための教育啓発、相談及び調査研究並びに事業者の自主行動基準の評価・格付け等に関する事業を行い、消費者の生活向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第882号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人生活支援優

3 代表者の氏名

尾崎哲也

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡由良町里244番地の23

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者ならびに地域の人々に対して、自立介護支援に関する事業を行い、地域において全ての人々が安心かつ安全で快適な暮らしができるまちづくりをめざし、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされ

る場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊医 101-25	上田消化器・内科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東171	平成 25.6.21

和歌山県告示第884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬 29-25	すみれ調剤薬局	新宮市新宮547-1	平成 25.7.1

和歌山県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社ひらい	橋本市橋本二丁目73 番地の1	デイサービスひらい	橋本市橋本二丁目73 番地の1	通所介護・介護予 防通所介護	平成 25.6.6
医療法人南労会	大阪市港区弁天2丁 目1番30号	小規模多機能型居宅 介護サテライト森の こかげ	橋本市神野々1109-2	小規模多機能型居 宅介護・介護予防 小規模多機能型居 宅介護	平成 25.6.26

和歌山県告示第886号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011400 425	英共同作業所	海南市井田字大 坪151番地4	就労継続支援 B型	特になし	株式会社MIN	和歌山市小松原 通4丁目35-1	平成 25.7.1

和歌山県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
医療法人池畑医院	田辺市湊736-3	池畑恭子	平成 25. 3. 29
芦辺クリニック	和歌山市南片原二丁目12	川口英二	平成 25. 4. 25
林内科	紀の川市長田中394-3	林恒司	平成 25. 5. 1
医療法人整友会中井クリニック	和歌山市秋月570	近藤哲哉	平成 25. 6. 20

和歌山県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
森下薬局花山店	和歌山市秋月484	川口恭子	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第889号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
八仙堂薬局たきない店	田辺市たきない町1-12	中城俊朗	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成25年6月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	柏木道美	西牟婁郡白浜町十九淵524番地の1
理事	湯川順市	西牟婁郡白浜町富田808番地
理事	吉田茂生	西牟婁郡白浜町十九淵493番地
理事	小守孝	西牟婁郡白浜町富田401番地の1
理事	藤藪茂則	西牟婁郡白浜町富田166番地の2
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
監事	栗山正孝	西牟婁郡白浜町富田1299番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	湯川賢二	西牟婁郡白浜町富田1229番地

2 就任した役員（平成25年7月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	柏木道美	西牟婁郡白浜町十九淵524番地の1
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	吉田茂生	西牟婁郡白浜町十九淵493番地
理事	小守孝	西牟婁郡白浜町富田401番地の1
理事	山本安夫	西牟婁郡白浜町富田703番地
理事	眞砂幸弘	西牟婁郡白浜町富田968番地
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
監事	栗山正孝	西牟婁郡白浜町富田1299番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	湯川賢二	西牟婁郡白浜町富田1229番地

和歌山県告示第891号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第892号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町上切原字下モ谷西側1787から1792まで、1793の1（次の図に示す部分に限る。）、字下モ谷東側1798・1815から1818まで・1825・1826（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ谷西側1787・1788・1790から1792まで・1793の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字下モ谷東側1798、1815から1818まで、1825、1826

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第893号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷400（次の図に示す部分に限る。）、401、402（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第894号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき海草振興局建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間 平成25年6月28日から同年10月10日まで

3 作業地域 和歌山県海南市内及び海草郡紀美野町内一円

和歌山県告示第895号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成25年4月1日に次の者に委託した和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務に係る委託を平成25年6月6日に解除した。

平成25年7月12日

和歌山市松江北2丁目7番25号 伊東庸宏

和歌山県告示第896号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務を平成25年7月1日から次の者に委託した。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市善明寺706番地の153 折井隆一

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成25年度 調達案件番号20130010373号

(2) 調達案件名

空港用化学消防車

(3) 調達物品の名称及び数量

空港用化学消防車

1台

(4) 調達物品の特質等

共通仕様書及び特記仕様書による。

(5) 納入期限

平成27年3月13日（金）

(6) 納入場所

南紀白浜空港管理事務所（和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」又は「消防・防災用品」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査

この一般競争入札に参加するためには、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成25年7月12日（金）から同年8月7日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

5 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4の（1）に同じ。

(2) 期間

4の（2）に同じ。

6 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成25年8月21日（水）午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、3の規定に基づき本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成25年8月20日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

7 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成25年8月20日（火）午前9時から同月21日（水）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

6の（1）に同じ。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

13 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2294
ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
要
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Airport crash tender : 1

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 21 August 2013

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294